

鳥取県西部町村国土強靱化地域計画（案）に関する意見への対応

【町村議会】

項目等	意見等	対応	備考
P13 対象とする大規模自然災害	原発事故、ミサイルへの対応は含まないのか。	→前提として強靱化地域計画では自然災害のみを対象としています。原発事故については地域防災計画に位置付け、県と一緒に避難訓練に参加しています。 県においても原発事故やミサイルは国民保護計画で対応、訓練等を実施しています。	対応不可
P58 施策の重点化	K P I の重点化、優先順位付けはどのように行っているのか。	→近年の災害において社会経済に対して影響の大きかったものを施策プログラム単位で重点化を行うこととしています。 基本的には人命に関わる施策の優先順位が高くなっています。	対応済
その他	米子市、境港市等周辺の市町村との協議・調整は必要ないのか。	→本計画の策定にあたっては周辺市町村との協議等を行っていません。 米子市、境港市にもそれぞれ事情があり一緒に取組にはなりませんでしたが来年度から体制を整えて計画策定に向かわれると聞いています。	その他意見
P5 地域計画の位置付け	この計画の法的な位置付けを確認したい。盛り込まれた事業にはできるものできないものがあると思うが町村の義務となるのか。	→国土強靱化基本法 1 3 条を根拠としています。 目標の達成義務があるわけではありませんが、高い理想を掲げて挑戦していくものととらえています。	その他意見
P5 地域計画の位置付け	この計画を受けて各町村で新たに何か計画を作る必要があるのか。	→新たな計画を作ることはありません。各町村の総合計画や地方創生総合戦略にこの計画の内容を落とし込んでいくこととなります。進捗を図るために予算が必要な場合には予算案に頭出ししていくこととなります。	その他意見
P60 計画推進	広域的に連携が必要な項目については実施にあたってどのように運用していくのか。	→除雪などは日野郡では協定を結んで取り組んでいますが、水道などは町村単独で済む施策もあります。実際の運用にあたって連携が必要な施策については関係町村と協議しながら進めていく必要があります。	その他意見
P60 計画推進	西部 7 町村が合同で策定しても予算措置などは足組みがそろわないのではないのか。	→町村ごとに進捗が異なるのは当然のことであり、横並びで見ることで遅れていれば重点化するなどの対応が可能となります。制度的な問題や、応援が必要な施策があれば国県等に要望を上げていくことも考えられます。	その他意見
P44 土砂災害	土砂災害のレッドゾーンを指定するだけで整備が進んでいない。しっかり予算を取って進めてほしい。	→土砂災害危険個所の整備は、県計画に設定されており、県との役割分担を行いながらハード・ソフト対策をバランスよく進めていきます。	その他意見
P5 他計画との関係	強靱化計画と町の地域防災計画との関係はどうなるのか。	→地域防災計画は、個別の災害に対する事前準備を含む発災から発災後の対応を定めた詳細な計画であるのに対し、強靱化計画は発災前を対象に様々な分野から社会経済システムを災害に耐えうる構造に変えていこうとするもので、地域防災計画の指針となるものです。	その他意見
P55 個別施策分野の役割	K P I が 5 つの個別施策分野に分けられているが行政とはなにか。	→町村の行政機能を確保する取組を行政分野としており、県の計画を参考に分類しています。	その他意見

【パブリックコメント】

項目等	意見等	対応	備考
	<p>【一般論として】</p> <p>2016年7月、政府の地震調査委員会発表。鳥取県を含む中国地方北部では、今後30年以内にマグニチュード(M)6.8以上の地震が40%の確率で起きる。</p> <p>2018年2月22日 日本海新聞掲載記事。大山町では津波最大7.4m、鳥取県沖断層を震源とする津波では、14分で到達。その場合の想定津波高は2.3m。</p>	※ご意見ではないため回答なし	その他意見
25 ページ 県内において想定する自然災害リスク	③ 豪雨・暴風雨 下市川の氾濫がない。当時豚舎の流出や松河原集落の床上浸水など、大きな被害があった。現在、萩原集落に大規模な牛舎の開発行為があり、当時と同じ雨が降れば、それ以上の被害が想定されるのではないかと。	→下市川の浸水被害は、県中部に記録的な大雨をもたらした昭和62年台風19号によるものであり、想定する災害事象に含まれています。 本計画では、個別河川における対策の明記は行いませんが、県において水位情報の配信、河川監視カメラの設置などの対策が実施されています。	対応済
2. 起きてはならない最悪の事態(27項目) 1-1 倒壊や火災	【西部圏域の木造住宅の問題点】 日吉津村を除く各町が都市計画区域外。ゆえに建築基準法適用外。昭和56年(1981)宮城県沖地震をうけ、建築基準法施行令大改正。これ以前を「旧耐震」。これ以降を「新耐震」という。平成12年(2000)建築基準法改正。木造住宅では地耐力調査とホールダウン金物が必須になる。 しかし、西部圏域では建築行政が機能していないため、現在でも違法建築物が横行している。熊本地震を見れば、最新(平成12年以降)の建築基準法に基づいた建物と新耐震以降(昭和56年)の建物でも被害の程度が明らかに違うが、旧耐震の建物は言うまでもなく壁量不足。	→計画本文に記載済(P43)2(1)人命保護(地震・津波) 西部町村における住宅の耐震化率は33~75%であり、全国平均の82%(H25)と比較して低い状況にあります。このため各町村においては耐震改修計画を定め、住宅の耐震改修への助成を行うなど、耐震化の促進を図っています。	対応済
同上	建築基準法第2条(用語の定義)6項に対応していない。 圏域の家屋は防火に対しほとんど対応できていない。集落内の道路も狭く、強風時に火災が起きればかなり危険である。	→計画本文に記載済(P43)2(1)人命保護(地震・津波) 西部町村には「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」として公表されている箇所はありませんが、県との役割分担により延焼等の防火・消火対策を促進します。	対応済
33 ページ(脆弱性の評価)	○官庁建築物の・・・推進する必要がある。 建築基準法に基づく建物がどれだけあるのか分からない。届け出が必要ではないため、最新の建築基準法に基づく耐震性能が担保されていない。	→各町村において耐震改修計画を定め、町村施設の耐震化を進めており、改修済みの施設については耐震性能が確保されているものと考えています。	その他意見
50 ページ(上下水道等の供給)	・避難所における・・・備蓄を推進する。 仮設トイレを否定するものではないが、仮設トイレは高齢者や弱者には使いにくい。マンホールトイレを順次整備すべき。 熊本市でも減災対策の一環として位置づけ整備されている。	→マンホールトイレの整備には多くの費用がかかるため、屋外用の仮設トイレのほか屋内でも使用可能な簡易トイレを確保することとしています。	対応不可
同上	・災害時協力井戸の登録 鳥取県西部地震では、その井戸も濁りが出て使用不能になったという話もある。井戸への過信はしてはならない。	→ご意見を参考とさせていただきます。	その他意見

項目等	意見等	対応	備考
脆弱性評価結果 別紙1 5 ページ 1 -5 豪雪・ 暴風雨	○豪雪時の・・・除雪体制の強化が必要である。 除雪体制の強化だけでなく、山陰道を管轄する国土交通省と県、町村との連携も必要ではないか。山陰道を除雪や事故等で通行止めにする場合、9号線で除雪ができていなければ、いつぞやの大山町のようにになってしまう。過去には、長野の坂や坂の上の坂で相次いでトレーラーがスリップをして大渋滞が起きたこともある。	→計画本文に記載済 (P44) (豪雪) 国交省、県、市町村等の関係機関が連携し、山陰道や国道9号等の重点除雪区間の設定や除雪基準の見直し、除雪機械台数の増強、情報連絡体制の整備を行っています。	対応済
同上	○雪の重みによる・・・早めの対応が必要である。 誰がするのか。集落によっては高齢者しかいない集落もあるのではないか。	→計画本文に記載済 (P46) (救助・救援活動等の確保) 自主防災組織の増加や活動人員の確保のほか、各町村において地方創生総合戦略による人口減少対策を進めていきます。	対応済
1-6 情報 伝達	○関係機関と連携した・・・更なる充実強化・整備を図る必要がある。 全てがダウンした時のことを考え、無線奉仕団の活用のタイミングを盛り込むべき。	→計画本文に記載済 (P44) (情報伝達等) 官民連携による多様な情報伝達手段の確保を進めます。 なお、県の地域防災計画災害応急対策編(共通)において赤十字奉仕団を通じてアマチュア無線奉仕団への要請を行うことを位置付けています。	対応済
7 ページ 2 -1 被災地 での・・・食 糧・飲料水等	この中に、過去の災害で指摘される「人工透析の必要な人」「酸素吸入の必要な人」これらの人の把握と供給体制の確保も必要。被災地でのケアが不可能なら、他地域への転送も必要。→人工透析は10ページにある。	→計画本文に記載済 (P47) (医療機能の確保) 県との役割分担により、ライフラインの機能強化、非常時の周辺医療施設への迅速な受入れ要請等、関係機関が連携した体制整備を進めます。	対応済
10 ページ 2-4 医療 機能の麻痺	○災害拠点病院への・・・エネルギー事業者の供給体制を強化していくことが必要である。 今回の福井県での豪雪を振り返れば、エネルギー供給者の仕入れルートの確保が必要だった。そのルート上の道路の除雪が不十分だったため、緊急車両や除雪車両の燃料確保もままならなかった。そこまで含んでの「供給体制の強化」が必要です。	→計画本文に記載済 (P47) (医療機能の確保) 災害拠点病院において、自家発電機の設置と必要な期間を稼働させる燃料確保を図ります。 また、災害拠点病院へのアクセス道路については重点除雪区間の設定を行い、早期の交通確保を行うこととしています。	対応済
11 ページ 3-1 市町 村等	○災害発生時における被災状況確認や電話対応・・・ 長野県佐久市では何年前かの豪雪時に市長が状況把握のためにスマートホンを活用した写真投稿を活用した。 電話では回線や人も問題があるが、スマートホンでの写真投稿ならスマートホンを持っている人なら協力してもらえる。そういう体制を構築すべき。	→計画本文に記載済 (P44) (情報伝達等) 官民連携による多様な情報伝達手段の確保を進めます。	対応済
12 ページ 4-1 情報 通信機能の 麻痺	こういう時にこそ「無線奉仕団」を活用すべき。	→計画本文に記載済 (P44) (情報伝達等) 官民連携による多様な情報伝達手段の確保を進めます。 なお、県の地域防災計画災害応急対策編(共通)において赤十字奉仕団を通じてアマチュア無線奉仕団への要請を行うことを位置付けています。	対応済

項目等	意見等	対応	備考
21 ページ 7-3 有害物質	太陽光パネルをどのように処分するのか検討が必要。PCB だけが有害物質ではない。	→計画本文に記載済 (P52) (大量の災害廃棄物) 太陽光パネルの処分については、環境省が平成28年3月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」をとりまとめており、これに基づいて対応をすべきものと考えています。	対応済